

公立保育所 入所のご案内

この案内は、新規に保育所に入所する方へのご案内です。
必要な書類や手続き等について記載していますので、よくお読み
ください。

遠 軽 町

民生部子育て支援課
〒099-0492
紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
TEL 0158(42)4560

1. 保育所とは

保育所は、児童福祉法第39条により「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」として定義付けられており、同法第24条第1項で「保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合、保育所において保育しなければならない」ことを義務付けられています。

保育所などを利用する場合は、市町村から保育の必要性の認定（支給認定）を受ける必要があります。

※支給認定の申請は、公立保育所の入所申込書と兼用しているため同時に申請ができます。

2. 入所申込み受付期間及び提出先

受付期間：1月上旬～2月上旬まで（詳しい日程は広報およびホームページに掲載します。）

提出先：役場1階 子育て支援課又は各保育所

※受付期間以降も、随時申し込みを受け付けています。（受付期間内に申し込んだ方の入所決定後の処理となります。）

3. 同封されている書類

入所のご案内 / 保育所のきまり / 保育所のしおり / 支給認定（現況）申請書兼保育所入所申込書 / 児童票 / 健康診断書 / 就労証明書 / 同意書兼誓約書 / 多子確認調査票 / 個人番号記入用紙 / 口座振替依頼書

※乳児（〇歳児）用関係書類、アレルギー関係書類等は、必要な方は各保育所又は子育て支援課にお申し出ください。

4. 提出書類について

保育所入所申込みにあたり、次の書類を提出してください。

ア. 全員が提出する書類

支給認定（現況）申請書兼保育所入所申込書 / 「保育を必要とする事由」を証明する書類 / 児童票 / 健康診断書 / 同意書兼誓約書 / 多子確認調査票 / 個人番号記入用紙 / 口座振替依頼書

①「保育を必要とする事由」を証明する書類について

保育を必要とする事由	必 要 書 類	説 明 等
就労	就労証明書	ひと月において、48時間以上労働することを常態とすること。
出産	出産予定日等届出書と親子健康手帳の写し	出産後、「出産等届出書（新規・継続）」の提出をお願いします。
疾病・障がい	診断書又は障害者手帳等の写し	診断書 ※状況、疾病名、期間がわかるもの（期間を明示できない場合を除く）
介護・看護等		障害者手帳等（手帳番号、氏名、障害名がわかる部分）
災害の復旧	火災証明等	火災したことがわかるもの
求職中	ハローワークの登録証等	
就学、職業訓練等	在学証明書又は学生証の写し	
虐待・DV	なし	虐待や配偶者からのDV（家庭内暴力）のおそれがあること。
その他	状況に応じて	状況に応じて書類を求める場合があります。

※公立保育所に兄弟姉妹が入所する場合、必要書類の提出は1枚で構いません。

※3歳児クラス以上で定員に満たない場合は入所することが可能ですのでご相談ください。

②多子確認調査票

- 申請児童より年上の子どもについて記入してください。
- 該当する子どもがいない場合も「無」にチェックをして提出願います。

③個人番号記入用紙

- 個人番号の届出が必要な方

保護者/保護者の配偶者/支給認定を申請する児童/その他生活の主宰者

兄弟姉妹が同時に入所する場合は1枚に記入していただけません。

※保護者については、全員の個人番号を正確に記入されますようお願いします。

過去に提出した事がある方については再提出の必要はありません。

- 提出する際の確認書類について

書類を提出する際に「提出者の身元確認」と「保護者の個人番号確認」が必要となります。(以下参照)

【身元確認のための書類】

◆ 1点で身元確認ができるもの

「氏名、住所及び生年月日」、「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が記載されているものに限ります。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| <input type="radio"/> 運転免許証 | <input type="radio"/> 旅券(パスポート) |
| <input type="radio"/> 住民基本台帳カード（写真有り） | <input type="radio"/> 在留カード |
| <input type="radio"/> 身体障害者手帳 | <input type="radio"/> 特別永住者証明書 |
| <input type="radio"/> 精神障害者保健福祉手帳 | <input type="radio"/> 官公署の職員身分・資格証明書（写真有り） |
| <input type="radio"/> 療育手帳 | など |

◆ 2点で身元確認ができるもの

- | | |
|---------------------------------------|--|
| <input type="radio"/> 住民基本台帳カード（写真無し） | <input type="radio"/> 預金通帳 |
| <input type="radio"/> 健康保険証 | <input type="radio"/> 児童扶養手当証書 |
| <input type="radio"/> 診察券 | <input type="radio"/> 特別児童扶養手当証書 |
| <input type="radio"/> 社員証 | <input type="radio"/> 生活保護受給者証 |
| <input type="radio"/> 国民年金手帳（証書） | <input type="radio"/> 官公署の職員身分・資格証明書（写真無し） |
| <input type="radio"/> 本人宛各種公共料金領収書 | など |

【個人番号確認のための書類】

- 個人番号カード（マイナンバーカード）※「番号確認」と「身元確認」の両方が可能
- 通知カード
- 住民票の写し（個人番号の記載されたもの）

④口座振替依頼書

- ご希望の金融機関に提出してください。
- ゆうちょ銀行の場合は、備え付けの様式での手続となります。
- 必ず「保育料」「保育所給食費」両方の申込をしてください。

イ. 該当する方が提出する書類

(1)乳児（0歳児）用関係書類

0歳児の場合は、「乳児食事状況調査票」を提出してください。

(2)食物アレルギーのある子どもについて

「生活管理指導表及び食物除去の指示書（診断書）」を提出してください。

また、アレルギー検査報告書等がある場合は添付願います。

※食物除去の指示書（診断書）は医療機関を受診し、交付を受けてください。

(3)保育料の軽減を受けるための書類

該当項目	必要書類等
ひとり親家庭の方	ひとり親医療受給者証等の写し
障がい者（在宅）がいる世帯	障害者手帳・療育手帳等の写し
生活保護世帯	生活保護受給証明書

※課税額により軽減にならない場合もあります。

5. 施設の利用決定について

申込み人数が定員を超過した場合は保育の必要性の高い児童から入所を決定します。

6. 支給認定の内容について

支給認定では、「認定区分」、「保育必要量（保育時間）」、「認定期間」を認定します。

ア. 認定区分

保育を必要とする子どもについては、下記の認定を受けることになります。

認 定 区 分	認 定 内 容	利 用 で き る 主 な 施 設
1号認定	満3歳以上で保育所での保育を希望する場合	へき地保育所
2号認定 <保育標準時間/保育短時間>	満3歳以上で保育所での保育を希望する場合	
3号認定 <保育標準時間/保育短時間>	満3歳未満で保育所での保育を希望する場合	

イ. 保育必要量（保育時間）

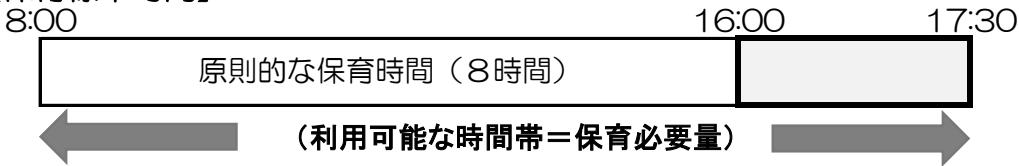
必 要 量	利 用 時 間	説 明
保育標準時間	【平日】 8時00分～17時30分 上記の間で必要とする保育を利用できます。 【土曜日】 8時00分～16時00分の間で必要とする保育を利用できます。 ※延長保育なし	就労している場合は 月120時間以上で認定となります。
保育短時間	【平日】 8時00分～16時00分の間で必要とする保育を利用できます。 【土曜日】 8時00分～12時00分の間で必要とする保育を利用できます。 ※延長保育あり	就労している場合は 月48時間以上、月120時間未満で認定となります。 ※勤務する時間帯によっては保育標準時間となります。
1号認定	【平日】 8時00分～12時00分の間で利用できます。 ※延長時間あり 【土曜日】 利用できません。	

※ 保護者の就労状況等により変更できる場合があります。

※ 利用時間については、勤務時間（通勤時間含む）の利用となります。

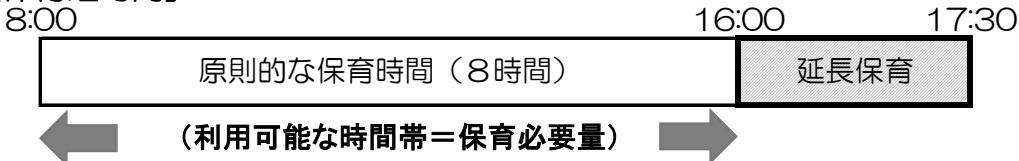
◎平日の場合

【保育標準時間】



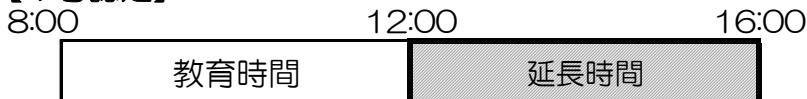
※ 8:00～17:30までの間で保育の事由に該当している間の時間帯の利用が可能。
(延長保育の申請は不要です。)

【保育短時間】



※ 8:00～16:00までの間で保育の事由に該当している間の時間帯の利用が可能。
※ 16:00～17:30の保育を希望する場合は延長保育の申請が必要です。
(週3回以上の延長をする場合は保育標準時間になる場合があります。)

【1号認定】



※ 12:00～16:00の延長時間を希望する場合は延長保育の申請が必要です。

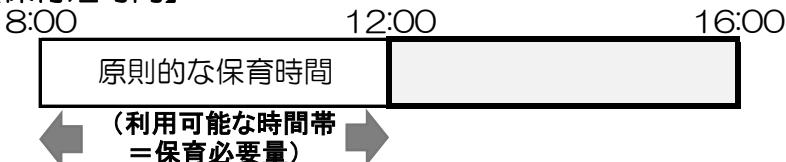
◎土曜日の場合

【保育標準時間】



※ 8:00～16:00までの間で保育の事由に該当している間の時間帯の利用が可能。
(延長保育の申請は不要です。)

【保育短時間】



※ 8:00～12:00までの間で保育の事由に該当している間の時間帯の利用が可能。
※ 12:00～16:00の保育を希望する場合は延長保育の申請が必要です。
(週3回以上の延長をする場合は保育標準時間になる場合があります。)

ウ. 認定期間について

支給認定証の認定期間については下記表のとおりになりますが、保育を必要とする事由により有効期間が短くなる場合は有効期間が優先されます。

認定区分	認定期間	有効期間
2号認定 <保育標準時間 /保育短時間>	小学校就学前まで	<p>【求職活動】 90日を経過する日が属する月の末日まで</p> <p>【産前】 出産予定日から起算して8週間を経過する 日の翌日が属する月の末日まで。</p>
3号認定 <保育標準時間 /保育短時間>	<p>満3歳に達する日の前 日（誕生日の前々日） まで</p> <p>※年齢計算に関する法 律により、「満3歳に 達する日」は3歳の誕 生日の前日となりま す。</p>	<p>【産後】 詳細については、子育て支援課又は各保育 所へお問い合わせください。</p> <p>【疾病・障がい等】 診断書の診断期間が終了する日（診断書に 期間の明示がない場合は、原則年度末ま で）</p>

※ 3号の支給認定証が交付されている方には、認定期間終了日（満3歳の誕生日の前々日）の前月に新しい認定証（2号認定）を交付します。保護者からの申請は必要ありません。（保育料は、年度末まで3歳未満の保育料のままとなります。）

※ 認定内容の変更があった場合

支給認定を受けた後に認定内容の変更があった場合は、「支給認定内容変更申請書」の提出が必要です。なお、変更内容により添付が必要となる書類があります。詳しくはお問い合わせください。

- ・世帯員の増員者が、保護者又は保護者の配偶者の場合は「個人番号記入用紙」の提出が必要となります。
- ・要保護世帯等に、新たに該当した場合はそれを証明できる書類の添付が必要となります。
- ・診断書により認定となった方で、該当の疾病等が治った又は軽快したことにより保育を必要とする事由が変更となる場合等は、必ず申請をしてください。

7. 遠軽町内公立保育所一覧

保育所名	住所	対象年齢	定員	電話番号
常設 保育所	東保育所 1条通北3丁目1番地1	6か月～5歳児	100名	42-5316
	西保育所 西町2丁目6番地54	1歳児～5歳児	100名	42-2034
	南保育所 福路1丁目12番地12	1歳児～5歳児	100名	42-1751
	生田原保育所 生田原617番地	1歳児～5歳児	60名	45-2417
	安国保育所 生田原安国27番地2	6か月～5歳児	45名	46-2055
	丸瀬布保育所 丸瀬布東町113番地	6か月～5歳児	60名	47-2072
へき地保育所	白滝保育所 白滝783番地	12か月～5歳児	45名	49-6300

8. 令和2年度の年齢別クラスについて

クラス
0歳児クラス
1歳児クラス
2歳児クラス
3歳児クラス
4歳児クラス
5歳児クラス

※但し満1歳以上

※ 0歳児については、保育所により入所出来る月齢が異なりますのでご注意ください。

9. へき地保育所保育料について

保育料については次のとおりとなっています。
利用決定後、保育料決定通知書を交付します。

階層区分		保育料（月額）	
		保育標準時間、保育短時間共通	
		【3歳以上児】	【3歳未満児】
①	生活保護世帯	幼児教育・保育の無償化により、0円	幼児教育・保育の無償化により、0円
②	非課税世帯		4,950円
③	所得割課税額 48,600円未満	一般世帯	1,800円 ※第2子は無料
		要保護世帯	
④	所得割課税額 57,700円	一般世帯	8,100円
④	所得割課税額 77,101円未満	要保護世帯	1,800円 ※第2子は無料
	所得割課税額 97,000円未満		8,100円
⑤	所得割課税額 169,000円未満		12,450円
⑥	所得割課税額 301,000円未満		17,400円
⑦	所得割課税額 397,000円未満		23,100円
⑧	所得割課税額 397,000円以上		30,300円

(1) 小学校就学前の範囲内において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記保育料の半額（十円未満切り捨て）、3人目以降は0円とします。

ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の一般世帯及び市町村民税所得割課税額が77,101円未満の要保護世帯については多子軽減における年齢の上限を撤廃します。

*要保護世帯とは、ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書等の交付を受けた者又は国民年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯です。

- (2) 3歳未満児については市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯の場合、最年長の子どもから順に2人目以降の保育料は0円とします。（この場合多子の年齢上限も撤廃）
- (3) 住宅借入金等特別控除等が適用されている場合、当該控除適用前の市町村民税所得割課税額により計算します。
- (4) 政令指定都市で課税されていた場合、市町村民税の税率が異なるため所得割課税額に6/8を乗じた額により計算します。

◆ 保育料の切替時期について

保育料算定の基準となる課税年度が変わるために、毎年9月に切替を行い、8月中に変更後の保育料決定通知書を交付します。

給食費の月分	判定の基準となる税額
4月～8月	前年度（前々年所得）の市町村民税所得割課税額
9月～3月	当年度（前年所得）の市町村民税所得割課税額

◆ 保育料の支払い方法について

- ・ 保育料については、当月分を毎月25日に口座振替します。
- ・ 振替日が休日の場合につきましては、金融機関の翌営業日となります。
- ・ 残高不足等により振替できなかった場合、納付書でお支払いいただくか、翌月に限り再振替を行うこととなります。